

令和7年度 京都市北区役所保健福祉センター子ども向け紙芝居デザイン制作の
業者選定に係るプロポーザル実施要領

1 委託業務について

- (1) 件名
京都市北区役所保健福祉センター子ども向け紙芝居デザイン制作業務
- (2) 業務内容
仕様書（別紙1）のとおり
- (3) 納期
契約締結日から令和8年1月30日（金）まで
- (4) 契約金額の上限
400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市競争入札有資格者名簿に登録していること及び競争入札参加停止処分を受けていないこと。または、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

3 応募書類の提出

- (1) 提出資料及び提出部数

提出資料	補足説明	部数
①紙芝居デザイン案	仕様書（別紙1）に基づき作成したデザインを、1案につきB4判で印刷したものを提出する。1者が複数案提出することも可とする。提案者が類推できる表現は入れないこと。	各9部
②見積書（任意様式、要押印）	本委託業務に要する全ての経費を積算すること。	1部
③会社概要が分かる書類（パンフレット等）		1部

※京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、(1)に掲げる書類に加えて、次の書類を提出すること。

- ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）〈1部〉
- イ 印鑑証明書〈1部〉

ウ 納税証明書（法人税又は所得税と、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書）
〈1部〉

エ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）〈1部〉【第1号様式】

オ 使用印鑑届 〈1部〉【第2号様式】

カ 誓約書 〈1部〉【第3号様式】

※ ア、イ、ウについては、申請日前3箇月以内に発行のもの。

(2) 提出期限

令和7年11月25日（火）午後5時まで（郵送又は持参により必着）

(3) 提出先：京都市北区役所保健福祉センター健康長寿推進課健康長寿推進担当（担当：萩生、隈本）

〒603-8511 京都市北区紫野東御所田町33-1（北区総合庁舎内）

TEL：075-432-1438 FAX：075-432-1590

(4) 留意事項

ア 提出資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。

イ 提出資料は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

ウ 提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は、一切受け付けない。

エ 提出資料は、受託候補者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

オ 提出資料は返却しない。

カ 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

キ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

4 受託候補者の選定等について

(1) 受託候補者の選定・通知

ア 本委託業務に関するデザイン等の評価と見積価格の評価を総合的に判断する公募型プロポーザル方式を採用し、審査委員会において総合評価の最も高い提案者を受託者とする。なお、応募事業者が1事業者であった場合も、企画提案内容を審査、採点のうえ決定する。ただし、審査の結果、いずれの応募者も選定しないことがある。

イ 審査委員会は、次の委員で構成する。

【審査委員】（8名）

- ・委員長 北区役所保健福祉センター長（健康福祉部長及び子どもはぐくみ室長兼職）
- ・委員 北区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長
- ・委員 北区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課担当課長
- ・委員 北区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課健康長寿推進係長
- ・委員 北区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課担当係員
- ・委員 北区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長

・委員 北区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室担当係長

・委員 北区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室担当係員

ウ 選定基準は別紙2のとおり。

エ 選定結果については、全ての応募事業者に対して文書で通知するとともに、ホームページにおいて公表する。

(2) 契約締結 受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点者を受託候補者とする。

(3) 留意事項

ア 契約期間終了後においても、本契約に係る会計実地検査、監査等が行われる場合は、受託者は協力することとする。

イ 受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託することはできない。また、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に北区役所に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければならない。さらに、その場合、当該再委託先に対し、仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、北区役所に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

ウ 受託者が本委託業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負うこととする。

5 制作について

(1) 提出された紙芝居デザイン案を基に、北区役所と十分調整のうえ、制作を行うこと。

(2) 北区役所は、制作に必要な資料（紙芝居の物語、描写イメージ等）を受託者に提供すること。

(3) 受託者は、北区役所の確認を受けた後、デザインを完成させること。

(4) 制作したデザインに含まれる企画、出演者、画像等の著作権及び使用料等の費用の調整は、受託者が行うこと。

(5) 受託者は北区役所に対し、本件成果物が、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

(6) 本委託業務を通じて発生する成果物等の第三者への提供や内容の転載については、北区役所の承諾を必要とする。

(7) 受託者は、制作した素材について北区役所が転用することを妨げないこと。

(8) 今後の使用に際して使用料等が発生する場合、その全てを委託金額に含めること。

(9) 子どもに対する健康教育を目的に、デザインデータを別の規格形式や圧縮方式等へ変更する場合、法的又は物理的制限がないものとする。

(10) 受託者は仕様書に定める事項又は定めのない事項について疑義が生じた場合は、北区役所と協議のうえ実施すること。

6 スケジュール

日時	内容
令和7年11月25日（火）午後5時まで	応募書類の提出締切

令和7年11月下旬～12月上旬	受託候補者決定、委託契約締結
令和8年1月30日（金）まで	デザインデータの納品